

改正派遣法に基づく2020年度マージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開する事が義務付けられました。（法第23条第5項）

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

・マージン率

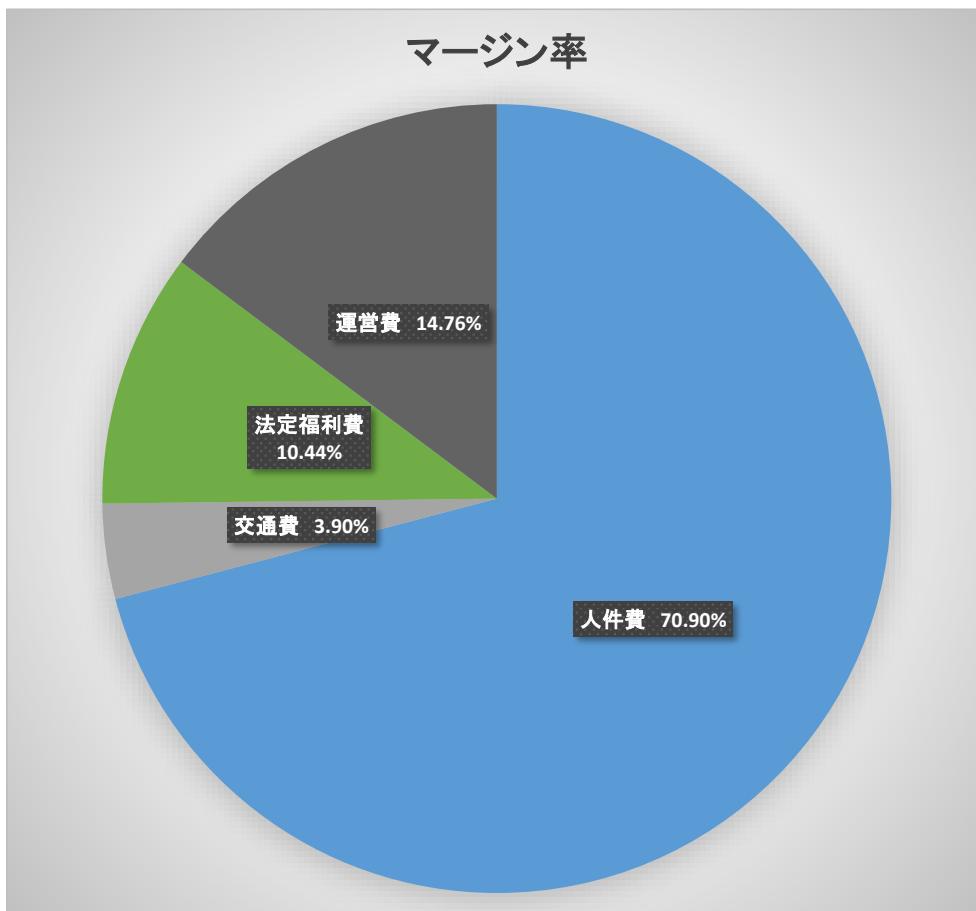
2019年7月1日～2020年6月30日

派遣労働者の数	97	人
派遣先の数	21	社
マージン率	31.20%	
労働者派遣料金	15,930	円(1日8時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	10,967	円(1日8時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	派遣業の概要・個人情報保護教育・安全衛生教育 マナー・新人社員の教育・e-ラーニング	

マージン率は以下の計算式で、算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。



派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの窓口
TEL 044-245-5505